

【障害福祉サービス事業所】

特別支援学校を卒業した方の多くは障害福祉サービス事業所を利用しています。本校では卒業後に利用する障害福祉サービス事業所の選択に向けて、高等部1学年、2学年で実施する現場実習や進路相談等を通じて、高等部2学年の終わり頃までに希望する進路先を絞り込んでいきます。そして、高等部3学年時に実施する現場実習後に、最終的に希望する進路先を決定します。

1 進路選択に向けて

障害福祉サービス事業所を希望している場合には、高等部1学年時、2学年時から障害福祉サービス事業所で実習を行います。これは、高等部3学年時の実習に向けて、障害福祉サービス事業所の雰囲気を感じ、仕事の内容や生活リズムを体験する貴重な機会となります。

(できる限り、お子様と保護者のご希望に沿って進路指導部が実習先を調整していきますが、定員に空きが無いために募集を停止している障害福祉サービス事業所や、高等部3学年の生徒しか実習を受け入れていない障害福祉サービス事業所がありますのでご注意願います。)

高等部3学年の6月に実施する現場実習では、進路先として検討している障害福祉サービス事業所(一人あたり3か所程度)で実習を行います。

卒業後に通所を希望している(利用申請を出す)場合には、高等部1学年時、2学年時に当該の障害福祉サービス事業所で現場実習を実施していたとしても、3学年時に再度、実習を行う必要があります。

高等部3学年時に現場実習を実施していない障害福祉サービス事業所への利用申請ができませんのでご注意願います。

[障害福祉サービス事業所の利用について]

障害福祉サービス事業所の利用開始までの流れは、高等部3学年時に利用を希望している障害福祉サービス事業所でお子様在现场実習を行った上で、利用申請期間内に利用申請手続きをします。障害福祉サービス事業所側が受け入れ可能と判断すれば内定通知が出されます。内定後には、市区町の障害高齢課や社会福祉課等の窓口にて、障害福祉サービス事業所利用のための受給申請手続きを行います。

仙台市内にある生活介護事業所は、仙台市独自の事業所整備計画があり、利用調整会議を行って利用者を調整、決定しています。このため、原則として仙台市以外にお住まいの方が仙台市内の生活介護事業所を利用することはできません。

仙台市内にある生活介護事業所以外の障害福祉サービス事業所は、お住まいの市区町以外にあっても障害福祉サービス事業所側が受け入れ可能と判断すれば、利用することができます。

地域活動支援センターは市町村事業で助成されておりますので他市町村にお住まいの方のご利用はできません。

「名取市みのり園」「名取市友愛作業所」は、名取市条例に基づいて設置、運営されておりますので、他市町村にお住まいの方のご利用はできません。